



ニュース・レター

第15号

2016.3

N E W S L E T T E R 平成28年3月1日発行



「恩送り」を実現したいと思いながら…

NPO 法人 M-STEP 理事長 NPO 法人ウインク理事 新川 てるえ

1997年12月、この年の9月に2度目の離婚が成立したばかりの私は離婚ブルーに落ち込みました。そんなときに、同じ経験をしている仲間の声が聞きたくて、インターネットの検索サイトYAHOOで「母子家庭」を検索しました。ヒットするサイトはゼロでした。まだまだ、「離婚」や「母子家庭」がネガティブワードだった時代だったからです。

そこで私は日本で初のシングルマザーのためのコミュニティサイト「母子家庭共和国」を立ち上げました。その5年後の2002年に「NPO法人ウインク」を発足しました。「子どもの健全育成と大人世代に責任の全う」を理念に掲げ、ひとり親家庭支援のために立ち上げた法人です。

当時の私はホームページに載せる情報を取材したいという思いもあって、当事者として千葉県の子育て相談員の方にお世話になりました。相談に行くとき様々な情報を丁寧に教えてくれて、私のやっている活動をほめて励ましてくれる、そんな相談員さんとの交流は今でもいい思い出です。

ウインクの活動では特に養育費支払いの推進に力を入れて、4月19日を養育費の日としてキャンペーンイベントを10年計画で行いました。養育費相談支援センターが立ち上がったのも活動の成果だったと思っています。10年計画を全うした現在は、ウインクは理事長を長女に交代して、現在は離婚再婚家庭の子どもの支援に力を入れています。

私は昨年立ち上げた「NPO法人M-STEP(エムステップ)」の理事長として新たな目標を掲げスタート

しました。エムステップの活動は子連れ再婚家庭とひとり親の恋愛支援です。海外では「ステップファミリー」と呼ばれる家族形態ですが、日本では知名度も低く、国の調査もないために、抱えている問題や必要とされる支援がまだ見えていないことが問題です。支援するNPO法人も他にありません。またここから10年かけて、子連れ再婚家庭が生きやすい社会を作ることが私の目標です。

私の活動の原点を聞かれることがあります、「恩送り」ですと答えます。ここに至るまでに私自身が多くの人々に励まされて頑張ってきたらと思います。その恩を1つ1つ返すことはできませんが、次に送ることができたらいいなと思っています。

あの日の相談員さんの励ましが私の恩の1つになっているように、みなさんから受ける元気や勇気はかけがえのないものです。すぐに感謝が返ってこないどころか、余裕のない相談者の言動に振り回されたりと苦勞の多いお仕事かと思いますが、自信をもって頑張ってください。私も頑張ります。





離婚、養育費関連の 公正証書と強制執行について

愛知県弁護士会所属弁護士 元公証人 **柄多 貞介**

第1 公正証書の基礎知識

1 公正証書とは

公正証書とは、国の機関である公証人が作成する公文書です。2種類のものがあり、一つは遺言や民法の典型契約である売買、賃貸借などといった「法律行為」を対象とする証書、今ひとつは実用新案の保全、株主総会の議事録、裁判所の検証調書類似のものなど私的な権利に関する事実を認定して証書にしたものです。

2 公証人とは

公証人は、裁判官や検察官を30年以上勤務したもの、あるいはこれに準ずる法務局長などで特別審査に合格したものの中から法務大臣に任命された公務員として、公正証書の作成や認証等の事務という職務に従事しています。守秘義務や、職務専念義務があり、全国に約500名おります。

3 公正証書にするメリット

- (1) 高い証明力（公的な証明力）
- (2) 強制執行力（裁判を起こす必要がない簡便さ。ただし、金銭債権についてのみ）
- (3) 安全性（原本の厳重管理—改竄などの防止）
- (4) 当事者の契約遵守についての自覚を高める。

4 公正証書を作成するには

(1) 公証役場で作成

公証役場は、現在全国に291あります。公証人は、いずれかの法務局又は地方法務局に所属しており、執務は公証役場で行うことを原則とし、例外的に役場を離れて執務を行う場合もあります（ただし、その役場の管轄内に限る）。

(2) 基本は本人

①代理でもできます。ただし、離婚、認知、養子縁組等の身分に関する事項については本人出頭が原則。実務では特段の事情がある場合のみ弁護士に限り代理を認めています。

②双方代理、自己契約はできません。

5 離婚や養育費関連の公正証書作成にかかる時間

当事者2人間の合意メモや覚書きができており、身分を証明するものと認印や戸籍謄本を持参していれば、1時間程で証書を作成、交付しています。公証人が出張等で不在の場合もあり、事前のアPOINTは必要です。

養育費だけの取決めというのは少なく離婚全体（離婚の合意、親権者の指定、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料、年金分割、住所変更等の通知、精算条項、強制執行受諾等の各条項が一般的）の取決めが多いの

で、その場合は1週間ほど先の夫（相手）も一緒に来られる日を指定し、その間公証人において公正証書の案文を作成し、これをファックスで送るなり取りに来てもらい、二人の修正意見があればこれを聞くなどの調整を経て当日を迎え、当日は30分もあれば終了します。基本的に調停あっせんはしないので、合意が不十分な場合は作成はできません。

6 公正証書作成の費用

目的価額（長期にわたる養育費なら10年分の額）が下の表のどれに当て嵌まるかにより基本の額が決まる。養育費のほかに離婚給付の合意（慰謝料、財産分与、解決金等）がある場合は、別個にその目的額による下表への当てはめを行って得られた金額と上記養育費の基本額とを合算し、これに原本、正本、謄本という3通の公正証書の用紙の枚数から4枚分を控除した枚数に250円の単価を乗じて得られる金額を合計した額が公証役場に納める手数料額となります。

	目的の価額	手数料
証書の作成	100万円まで	5000円
	200万円まで	7000円
	500万円まで	11000円
	1000万円まで	17000円
	3000万円まで	23000円
	5000万円まで	29000円
	1億円まで	43000円
	以下超過5000万円まで毎に1万3000円	
その他	正本又は謄本1枚250円、執行分1700円、送達1400円、送達証明250円	

7 申込みに当たって準備する資料

- (1) 合意事項を書いたメモ
- (2) 当事者本人であることを確認する資料
 - ①免許証と認印（通常）②パスポート、印鑑証明など
- (3) 代理人の場合
 - ①本人の委任状 ②印鑑証明書
- (4) 離婚で未成年の子がいる場合
 - ①戸籍謄本 ②子供の健康保険証
- (5) 不動産が財産分与の対象となるとき
 - ①登記簿謄本 ②固定資産評価証明書（又は納税通知書）

第2 公正証書による強制執行手続き

1 執行受諾文言が必要

2 公証役場での手続き

①執行文の付与申請

執行文とは、その公正証書に基づいて強制執行してよいことを公証する紙1枚の文書で、公証人は

公正証書に記載された具体的な金額の金銭債権の有無、執行認諾条項の有無、履行期の到来や条件成就の有無、権利者の承継の有無の確認などの審査をして、公正証書の正本の末尾に「債権者は、債務者に対し、この公正証書により強制執行をすることができます。」という文言を記載し、公証人の署名捺印をして執行文を作成し、これを証書正本の末尾に綴じます。ただし、証書作成から1週経過しなければ原則債権者に交付できません。

②送達証明書の付与申請

①の執行文のついた、当該公正証書の正本又は謄本を公証役場から債務者に送達する必要がある（手数料1400円＋郵券）、その送達ができたとを証明する送達証明書の交付を公証役場から受ける必要がある。

送達は、公証人が直接実施する交付送達又は書留郵便に付する方法、郵便業務従事者に実施させる特別送達、執行官による送達、公示送達があります。

支払いが危ぶまれるときは、公正証書を作成するときに同時に公証人による交付送達手続きを済ませてしまう方法（相手方が代理人の場合はできない）もあります。

3 地方裁判所への執行申立て

2の①と②の書面をもって、給与等債権を押える場合は、債務者の住所地を管轄する地裁、不動産を押える場合は、不動産所在地の地裁の各民事執行係に差押え命令の申立てをします。

①申立ての際持参するもの

- i 執行文のついた公正証書の正本
- ii 正本又は謄本の送達証明書
- iii 債権者の戸籍謄本、住民票
- iv 調査した債務者の現住所、不履行になった時期、期間、差し押える請求債権の額を書いたメモ、差し押える特定の財産のメモと会社員なら会社の謄本など、自営業なら預貯金を預託した銀行及び支店名、売掛金、不動産登記簿謄本など

②財産の差押え

- i 給与等債権差押え（別紙1）
- ii 不動産の場合（不動産登記簿に差押えの記入。競売に進む。）

③取立て

- i 差押え命令が第三債務者に送達されたこと（裁判所書記官作成の送達通知書）
- ii 債務者に対し差押え命令が送達された日から1週間が経過したこと（裁判所書記官作成の送達通知書で証明）
上記要件が満たされていれば、権利者が直接会社に出向いて権利者の債権額及び執行費用の額の限度で支払いを受けることができます。養育費のように継続定期金給付については、権利者の口座番号を会社に知らせ、毎月の給与から直接、権利者に払ってもらうことができます。
- iii 会社が上記の権利者に対する支払いに応じなければ、権利者は執行裁判所に取立訴訟を提起し、給付判決をもらって、第三債務者（会社）

の財産を押さえ、競売にかける等のことができます。

④間接強制（扶養義務等に係る金銭債権）

養育費が支払われない場合、地方裁判所に対し、一定の制裁金を課すよう裁判所に申し立て（手数料2000円、送達費用2～3000円）、履行を心理強制する制度、6か月分まで強制できる。相手の財産まで把握する必要がなく、給与所得者に対しても、自営業者に対してもできます。

⑤財産開示命令

一度強制執行を試みて空振りに終わった場合、地裁に申し立てると裁判所が義務者を呼出し資産や収入の状況について調べて貰う制度です。

4 公正証書に記載の内容ならすべて強制執行できるか
強制執行認諾条項のある公正証書で具体的な金額の記載された金銭債権に限り執行できます。

第3 協議離婚に伴う契約公正証書(雛形別紙2)

1 無効な合意、不合理な合意、実現性に疑問のある合意について

- ①妻が再婚した場合には、支払いを止める、②妻が子との面会を拒否したら支払いをしない。③子供が3人いるのに、まとめて月5万円払う、④養育費を一時払いし、後はいかなる場合も養育費の請求をしない。⑤養育費は一切いらぬ、などという合意は、できないことを時間をかけて説明して了解を得ています。

2 定期払いの養育費とは別に子の医療費や学資保険、教育費などを合意している場合

これも養育費であることを明確にする必要のあることを、執行法や破産法上特別有利な制度（①一部不履行があれば、期限の到来していない将来債権についても執行ができる、②差押え禁止債権の範囲も通常の4分の3ではなく、2分の1である、③破産しても免責債務とならない。）となっていることを説明して証書にしています。

3 支払い始期と終期

支払い始期は、通常離婚届が受理された日の属する月、ないしはその翌月、終期については、最近では22歳に達した年の3月までとする例も増えていますが、有効な合意として扱っています。

4 養育費の一括払いの問題は？

- ①子どもの生活費はその都度必要とされるもの
- ②子どもの生活費に充てられる保障がない（他に使われる危険）
- ③養育費と認められず、単なる贈与とみなされ、贈与税が課せられる危険
- ④債務名義（執行証書）として無効と解され、強制執行ができない。
- ⑤実現する方途としては、養育信託の利用、財産分与や慰謝料とする。

* 平成27年度地域研修会（中部地域）での講演内容を編集したものです

別紙1-1

請求債権目録

□ 地方 □ 家庭 裁判所平成 年()第 号事件の □ 執行力のある判決正本 □ 執行力のある和解調書正本 □ 審判正本 □ 調停調書正本(□公正証書/□公正調停)に実効を有する下記金額及び執行費用

1 確定期間が到来している債権及び執行費用 金30万7,000 円

(1) 金 30万 円
ただし、第4条記載の平成23年5月から平成23年7月まで1個月 金10万 円の「養育費」の未払分

(2) 金 7,000 円
ただし、執行費用
(内訳) 本申立手数料 金4,000円
本申立書作成及び提出費用 金1,000円
監理命令正本送達費用 金1,000円
調停証明書交付手数料 金1,000円

2 確定期間が到来していない各定期金債権
第4条記載の平成23年8月から平成23年12月まで、毎月1日附り金 10万 円ずつの「養育費」

別紙1-2

差押債権目録

1 金 301,200 円 (請求債権目録記載の1)

2 平成23年9月から別居期間または婚姻期間に至る月まで、毎月1日附り金 10万 円ずつ (請求債権目録記載の2)

債権者(○)が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期が到来する下記債権にして、債権1及び2の金額に満つるまで、ただし、原費2の金額については、その確定期間の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

(1) 給料(基本給と陣中給、ただし通勤手当を除く。)から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1(ただし、当該残額が月額6万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1(ただし、前記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに満額したときは、(1) 満額全から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して原費金額に満つるまで。

別紙2-1

別紙2 離婚関係公正証書調停
平成27年 第 号
協議離婚に伴う契約及び年金分割合意公正証書
(本公正証書作成日：平成27年9月17日)

第1条 当事者
名古屋市南区・・・
ダンス教師
債権者(妻) 愛知 花子
昭和〇年〇月〇日生
(以下「甲」という。)

名古屋市南区・・・
地方公務員
債務者(夫) 愛知 一郎
昭和〇年〇月〇日生
(以下「乙」という。)

第2条 法律行為
当公証人は、上記当事者の権利によって、その法律行為について当事者が承諾し、これを記載した結果を次のとおり録し、本公正証書を作成する。一
甲と乙は、協議離婚することに合意し、離婚届出をすに当たり、子の親権者の指定、養育費等及び年金分割に関し、本日、次のとおり契約を締結した。

第1条 (離婚届出)
乙は、第2条の内容を記載した協議離婚届用紙に署名押印のうえこれを甲に交付してその届出をなし、甲は速やかにその届出をなし、離婚届受理証明書を乙に交付する。

第2条 (親権者の指定)
甲・乙間の長男A(平成〇年〇月〇日生・以下「丙」という。)及び同二男B(平成〇年〇月〇日生・以下「丁」という。)の親権者を母である

別紙2-2

甲と定める。

第3条 (親会交換)
乙は、丙及び丁に随時親会交換することができる。

2 上記親会にあつては、丙、丁及び甲の都合、意思を尊重し、具体的な日時、場所、方法を甲乙協議のうえ定めて実施する。また、丙、丁に対し、不必要に高価な物を与えたり、甲の状況を聞き出すなど丙、丁の心情を害するような行為を慎み、丙、丁が次回を心待ちにするような風かな雰囲気での面会となるよう努めるものとする

第4条 (養育費)
乙は甲に対し、丙及び丁の養育費として、平成23年8月から丙及び丁がそれぞれ最終学年の学校を卒業する日の属する月まで、各人について月額各5万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日(末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)限り甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2 甲及び乙は、前項の養育費の額が、贈物及び教育費の上昇又は低下により不当となったときは、相互にその増減を請求することができる。

第5条 (財産分与)
乙は、本件離婚に伴う財産分与として、本日、乙名義の下記不動産(以下「本不動産」という。)を、本不動産に設定された第9条記載の抵当債務を乙において完済することを停止条件として甲に贈付する。

記

(1) 土地
所在地 東京都国立市・・・
地番 42番1
項目 宅地
地積 152.04平方メートル

(2) 建物
所在地 東京都国立市

別紙2-3

家屋番号 42番地の1
種類、構造、床面積

2 乙は甲に対し、本不動産について、前項の財産分与を原因とする条件付き所有権移転請求権保全の仮登記手続を速やかにするとともに、乙が前項記載の抵当債務を完済したときには、その時から10日以内に所有権移転の本登記手続をする。登記手続費用は、甲の負担とする。

第6条 (求償権)
乙は、本不動産取得の際、購入資金として金2,000万円を〇〇銀行から換金債票の表示記載の約定で借り受け、本不動産について上記債務を担保債務とする抵当権を設定したところ、現在その残債額が金1,021万円あり、本不動産が甲及び丙、丁の居住用であるので、もし乙の支払いが滞った場合には、甲が代わって支払わねばならぬ。そこで、甲が上記債務を代わって支払う場合の事務及び事後求償権について、本日(平成〇〇年〇月〇日)甲・乙間において次条以下のとおりの契約をする。

第8条 (事前求償)
甲は、〇〇銀行に対する乙の債務が弁済期にあるとき及び次条各号の一つに該当し、期限の利益を失い換金債票の全部を弁済すべきときは、上記乙の債務に相当する金額(元金、利息、遅延損害金)につき、直ちに事前の求償権を行使することができ、乙は、すみやかに甲に対しその求償金額を支払わねばならない。ただし、乙が既に上記債務の一部を〇〇銀行に弁済しているときは、その弁済額を求償金額から控除するものとする。

第9条 (事後求償)
乙が次の各号の一つに該当するときは、期限の利益を失い、甲は、換金債票の全部又は一部を乙に代わって弁済し、直ちに甲に対し事後の求償権の行使をすることができ、この場合乙は甲に対し、直ちに求償金額を支払う。

(1) 〇〇銀行に対する分割金の支払いを怠り、その遅滞額が2百万

別紙2-4

に達したとき

(2) 第三者からの差押え、仮差押え、又は銀行取引の停止処分を受けたとき

(3) 監査、破産又は民事再生手続開始の申立てを自らし、又は上記各申立てを受けたとき

第10条 (年金分割)
甲と乙は、本日、厚生労働大臣に対し離婚届に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定請求をすること及び請求すべき分割割合を0.5とする旨合意した。

2 甲は、速やかに、厚生労働大臣に対し、前条の請求をする。

第11条 (強制執行防衛)
乙は、本公正証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に際する旨を陳述した。

第12条 (清算事項)
甲及び乙は、本件離婚に関し、上記各条をもって一切解決したものとし、上記各条項に定めるほか、今後互いに各日の知照を問わず、金銭その他何らの財産上の請求をしない。

※別紙については、ホームページに拡大したものをアップしております。



地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取り組み



琵琶湖の白鳥

母子・父子自立支援員 **草野 容子**

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

皆さん、こんにちは！私は滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局の母子・父子自立支援員です。

滋賀県は日本のほぼ真ん中に位置し、その中央には県の面積の約6分の1を占める日本最大の湖、「琵琶湖」があります。私たちの生活には欠かせない存在で、「マザーレイク」と言われています。また、琵琶湖の周囲は田園風景が広がり、山々は緑豊かで風光明媚な土地柄です。

私がこの地で母子・父子自立支援員の仕事を始めたのは11年前です。2日目にDVの対応に追われ、数ヵ月後には助産施設の対応で何が何だか分からずしんどい思いをしました。福祉の仕事の重さを初めて知った瞬間でした。その時の私は「DV」「虐待」という事態が受け入れられませんでした。それは私の中の「常識」が邪魔をしていたためです。

その後、いろいろな経験を積むことによって、「常識」は人それぞれ違うということに気づいた私は、相談にこられた方の話を「聴く」ということに全力投球するとともに、相手に質問を投げかけ、考えてもらうことにより、ご自身の気持ちや考えに気づいてもらおうとしてきました。また、自分一人ではできないことには限りがあるので、自分のネットワークを少しでも多くし、相談内容によっては、弁護士、保健師、生活保護担当等につなぐとともに、養育費支援センターで行われる研修やパンフレット等により、知恵袋をいっぱいにして対応できるようにしてきました。

両親が離婚しても、子どもにとっての父・母であることに変わりはありません。離婚時にはどちらかが親権をとりますが、養育費や面会交流についての取り決めが十分に行われていないと感じます。平成24年4月から民法が改正され、離婚届に「養育費」「面会交流」の記入欄ができましたが、残念ながら義務ではありません。

面会交流については、必要性が強く叫ばれているにもかかわらず、面会交流ができる場所が近くに無いのが現状です。数年前にこの問題に直面したとき離婚調停をした家庭裁判所に「裁判所で面会交流をさせてください」とお願いしたことを思い出します。残念ながら了解は得られませんでした。せめて県内に1か所でもいいので面会交流できる場所があればと思っています。

県内のひとり親家庭の数は約1万4,500人で、相談窓口にはさまざまな問題を抱えた方が来られます。それに応えるために私たち母子・父子自立支援員は日々勉強し、自己研鑽に努めなくてはなりません。滋賀県では年に3回、ひとり親家庭の方に「サポート定期便」をお届けしています。ひとり親家庭の方が「知らない」と損をする、受けられる支援も受けられないということのないように、積極的な情報発信に努めたいと思っています。



チームワークの良さを感じる職場



年三回発行のサポートだより



パワーあふれる草野さん

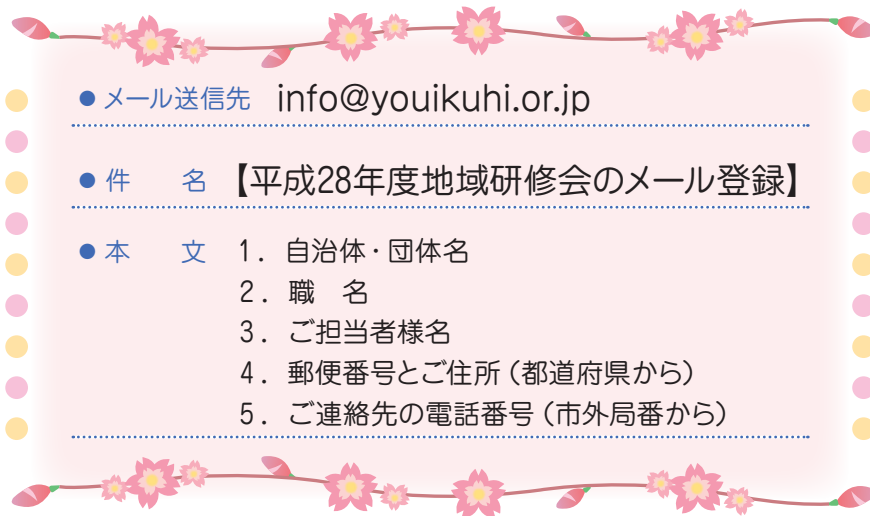
お知らせ

◎【重要】平成28年度地域研修会のメール登録について

本年度も、無事全国8か所での地域研修会を終え、参加された皆さまからのアンケート、支援員さん方のお声を基に、来年度の研修の在り方などについて、当センターで検討させていただきます。その中で研修会のご案内が全ての支援員さん方のお手元までに届いていない事がわかりました。今までは各県、政令指定都市、中核市のご担当者様宛に研修のご案内を発送し、ご担当者様から、市町村のご担当者様

へ、また母子寡婦連等の皆さまにお送りしていただいておりますが、来年度からは発送と同時に、ご希望の自治体、団体等の方には、こちらからメールにて（PDFまたはワード形式）お送りさせていただくようにしました。

ご希望の際は、平成28年4月30日までに当センターへ、下記の様にメールをお願いします。



- メール送信先 info@youikuhi.or.jp
- 件 名 【平成28年度地域研修会のメール登録】
- 本 文
 1. 自治体・団体名
 2. 職 名
 3. ご担当者様名
 4. 郵便番号とご住所（都道府県から）
 5. ご連絡先の電話番号（市外局番から）

◎相談員専用電話のご案内

昨今、一般の方からの相談電話が増え、電話がつながりにくいことがあります。そこで、皆さまからの相談電話、講師派遣、パンフレットの送付依頼等などについて、優先的に電話がつながるように専用回線を設けました。ぜひご利用ください。

相談員専用電話 03(3980)4194

（注：この電話番号については、一般の方への案内はご遠慮ください）

編集後記

- ★ 今回の巻頭言は、新川さんから、はつらつとした笑顔とともに力強いエールをいただきました。新川さんは、再婚家庭が生きやすい社会をめざし新たな取組みをなさっているとのこと。日々の相談でも再婚や再々婚家庭の養育費や面会交流をめぐる相談が増えていますので、取組みに大いに期待し、ともに頑張っていきたいと気持ちを新たにしました。（原）
- ★ 今回は「そこ知り」はお休み。柄杓弁護士の公正証書のお話はとてもためになります。公証役場が身近な存在になります（石）
- ★ 今回は、関西地域研修会の翌日に滋賀県庁に伺わせていただきました。以前、研修会でお会いしたときに養育費取得について熱く語ってくださった草野さんをいつかご紹介させていただきたいと思っていたので、今回快く取材を受けていただきありがとうございます。草野さんのパワーをいただき8地域の研修会も無事終わることができました。（えび）
- ★ 地域研修会のアンケートの集計作業に入りました。参加者の皆さまのお声は、当センターのスタッフのみならず、相談員、講師等にもお伝えしています。今後もより役立つ研修会になるように、スタッフ一同尽力していく所存です。（高）

養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）

（公益社団法人 家庭問題情報センター）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194 FAX 03 (6411) 0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp